

ひたちなか市教育委員会会議録

令和2年 第2回 ひたちなか市教育委員会 2月定例会 会議録					
令和2年2月21日		開会 午後3時50分		閉会 午後4時20分	
○場 所	ふぁみりこらぼ 304研修室				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子	委 員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			福地 佳子	出席
	参事兼総務課長			井上 亨	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	参事兼指導課長			檜村 嘉通	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
○事務局員	総務課課長補佐			一木 宙	出席
	総務課主事			嶋田 ゆりか	出席
1 議案審議等	協議事項1	ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例制定（案）について【公開】			
	議案第2号	ひたちなか市指定有形文化財（建造物）の指定について【公開】			
	議案第3号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について【公開】			

令和2年第2回ひたちなか市
教育委員会2月定例会会議録

開会 15:50

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

協議事項1 ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例制定(案)について

学務課長 それでは私の方から、協議事項1 ひたちなか市立学校設置条例の一部を改正する条例制定(案)について説明させていただきます。12月議会において、本条例の改正について美乃浜学園ということで一度ご審議いただいております。本日は幼稚園についての改正ということでご審議をお願いしたいと思います。資料をめくっていただいて2ページからご説明いたします。改正理由を読ませていただきます。今般、ひたちなか市立幼稚園再編計画に基づき、令和元年度末にひたちなか市立勝倉幼稚園、ひたちなか市立市毛幼稚園、ひたちなか市立高野幼稚園、ひたちなか市立那珂湊第二幼稚園及びひたちなか市立平磯幼稚園を廃園とし、令和2年度末にひたちなか市立磯崎幼稚園を廃園とするため、別表中のこれらの幼稚園の規定を削る改正をしようとするものです。内容の説明に入ります。4ページをご覧ください。新旧対照表がございます。別表第3にて現在規定上10園あるのが、先ほど申し上げた通り今年度末で5園削除いたします。5ページの別表第4にて、5園になった後、再編計画で残った磯崎幼稚園が統合校開校時の令和3年4月に廃園ということになり、存続幼稚園は4園となります。4ページと5ページはどちらも幼稚園の表ですが、別表第3と別表第4となっております。別表第3は現行の条例をそのまま改正するものでございまして、令和2年4月1日から施行するものでございます。別表第4は施行日が令和3年4月1日になります。この時に、以前ご審議いただいた統合校が追加された表が別表第3になります。幼稚園の表は下に送りまして別表第4となります。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いたします。

【質疑・意見など】

石川委員 那珂湊地区の幼稚園がこれから閉園していくにあたって、那珂湊第一幼稚園と那珂湊第三幼稚園の名称を変更する予定はありますか。

学務課長 数字が欠番になってしまいますので、整理して「第一」「第二」とする考え方もあるかと思いますが、現状では名称を変更するという考えは持っておりません。それぞれの幼稚園に歴史がありますので、簡単に変更してよいものかというのがあります。今

後、閉園して時間がたち同様のご意見を市民の間からいただくようになった際に、は検討すべき事柄かと考えています。

石川委員 長い幼稚園の歴史の中で、名称も当然地域や卒園したお子様にとっては思い入れがあることですので、慎重に検討して行ってほしいと思います。

西野委員 具体的に、園児数が何人以下になったから廃園にした、ということですか。

学務課長 もともと児童生徒数、園児数が先細りになっていくなかで再編計画が出まして、拠点園を絞り込んでその中で一定の規模を確保しながら市の幼児教育を行っていかうというもとの閉園ですので、具体的にどこの幼稚園が何人になったから閉園しますというものではありません。平磯幼稚園につきましては以前からずっと休園しておりますが、ほかの四園と合わせて閉園の手続きを行うものです。

議案第2号 ひたちなか市指定有形文化財（建造物）の指定について

総務課長 それでは、議案第2号ひたちなか市指定文化財（建造物）の指定についてご説明させていただきます。資料は6ページから11ページと、本日お配りしましたA4縦書きの写真が載った資料です。今回の指定につきましては、前回の1月定例会の「その他」の事項の中で、ご説明させていただきました、ひたちなか市文化財保護審議会に諮問いたしました2件の建造物について、同審議会よりいずれも市の指定有形文化財として指定し、保存と活用を図ることが適当である旨の答申を得られましたことから、議案として提出させていただくものです。

改めて2件の建造物について簡単に説明させていただきます。7ページをお開きいただき、併せて本日お配りしましたA4縦書きの写真が載った資料をご用意いたします。1件目は名称「旧会澤家住宅」、数量は1棟です。所在は阿字ヶ浦町ですが、国営ひたち海浜公園「みはらしの里」に、昨年度、県の指定になりました「旧土肥家住宅」の近くに立地しております。位置図と外観の写真はA4縦書きの資料をご参照願います。8ページ及び9ページをお開きください。市文化財保護審議会の答申を記載しました。9ページの「3 特徴及び意義」に記載のとおり、旧會澤家住宅は、建設当初は長倉村（現常陸大宮市）に山伏の家として建てられたとされています。1700年半ば頃に、そのもとの部分を那珂市鴻巣に移築して「イタノマ」部などを増築、その後、1800年代半ば頃に土間部分が増築され、現在は、国営ひたち海浜公園「みはらしの里」に移築されており、昨年7月にオープンして入場者に開放しております。9ページ後段の記載のとおり、旧会澤家住宅は、地域の歴史との物語性もあるとの評価であり、市指定有形文化財として指定し、保存と活用を図ることが適当であるとの答申であります。

お手数ですが、資料の7ページにお戻りください。もう1件につきましては、2つ

目の枠に記載の名称「稲荷神社（四郎介稲荷神社）本殿及び拝殿」、数量は2棟です。所在地は湊中央2丁目です。別資料に位置図と外観を掲載しましたが、位置図を見ていただくと那珂湊駅前を通る県道水戸那珂湊線沿いにあり、那珂湊駅と位置図の右側・東側にある「おさかな市場」の中間ぐらいに位置しております。10ページをお開きください。「3 特徴及び意義」に記載のとおり、「稲荷神社」の大きな特徴としては、拝殿の四方に見事な彫刻が施されている点です。本殿については、彫刻等は施されていませんが、後段に記載のあるとおり、神社は、本殿と拝殿が一体で切り離すことができないこと、創建されてから150年と十分な時間を経ていることから、今回は本殿と拝殿を包括して指定の対象とすることとし、市指定有形文化財として指定し、保存と活用を図ることが適当であるとの答申であります。

11ページをお開きください。ひたちなか市文化財保護条例の抜粋を記載しました。第4条には、「教育委員会は、管内に存する有形文化財のうち、重要なものをひたちなか市指定有形文化財に指定することができる。」と規定されております。只今説明いたしました2件につきましては、説明させていただきましたとおり、市文化財保護審議会よりいずれも市の指定有形文化財として指定し、保存と活用を図ることが適当である旨の答申を得られましたことから、議案として提出させていただくものです。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【質疑、意見など】

なし

- * 議案第2号 ひたちなか市指定有形文化財（建造物）の指定について、全員一致で承認されました。

議案第3号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について

青少年課長 議案第3号ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定についてご説明させていただきます。資料の12、13ページをご覧ください。13ページに記載されている改正理由について簡潔に申し上げます。児童福祉法の改正によって学童クラブに従事する者及びその員数は基準省令で定める基準を参酌しつつ、市町村が地域の実情に応じて定めることができました。このことに伴いまして、みなし支援員に係る規定についても市町村の判断で期間延長が可能になりました。ちなみに現行の国の基準は学童クラブークラスにつき2人以上支援員を配置してうち一人は資格取得を開始する、となっております。

す。また、資格がない者についても令和2年3月31日までに資格取得予定のものについては支援員とみなすことができるとしているところがございます。公立学童クラブにつきましては、定期的に放課後学童支援員の認定資格取得を進めているところではございますが、資格取得には2年以上かつ2,000時間以上の学童クラブの勤務経験の要件がございます。取得できていない支援員も現在ございます。さらに長期休業時などについては支援員のシフトによっては資格取得者を配置するのが難しいときがございます。このため、今回みなし支援員の経過措置を延長するものでございます。なお、延長期間につきましては、令和2年4月から学童クラブに新規採用で業務に従事する場合に、県内で研修を受講できるのが最短でも令和4年度ということになりますので、令和5年3月31日まで期間を延長するものでございます。16ページをご覧ください。新旧対照表でございますが、「令和2年3月31日」から「令和5年3月31日」に改正するものでございます。

【質疑・意見など】

石川委員 現在、未取得者は何名くらいいるのですか。

青少年課長 現在、学童支援については嘱託職員が92名、有償ボランティアが104名、合わせて196名の方に支援員として働いていただいております。有資格者はそのうち104名でございまして53パーセントでございます。年間約20名ずつ資格取得させている状況です。

- * 議案第3号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則制定について、全員一致で承認されました。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 16:20